

4月から新しい健診制度「特定健診・特定保健指導」がスタート

健診内容 メタボリックシンドロームに照準

これまで市が実施していた「基本健診」にかわり、4月から新しく「特定健診」と「特定保健指導」が始まります。

特定健診では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当する方とその予備群の方を見つけ出します。そして、特定保健指導では、健診結果に基づいて、それぞれに合ったメニューで保健指導を行い生活習慣病の予防・改善を目指します。

もう1つ従来と大きく違うのは、「市が実施する健診」から「受診者の加入する健康保険が個々に実施する健診」に変わることです。

メタボリックシンドローム

内臓周りの脂肪がたまり過ぎおなか周りが太い状態に加え血糖・血圧・血中脂質の数値に二つ以上の異常がある状態。脳卒中・心筋梗塞・糖尿病をひきおこす危険性が高いといわれています。

◆主な変更点は…

	これまで(平成20年3月まで)	これから(平成20年4月から)
健診の名称	基本健診	特定健診・特定保健指導
目的	個別の病気の早期発見・早期治療	メタボリックシンドロームに着目した健診を実施。健診結果を基に生活習慣を改善するための保健指導を行い生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
健診を実施する機関	市区町村 (本市では仙北市)	受診者が個々に加入する「医療保険者」 ▽市区町村国民健康保険(本市では仙北市国保)▽ 政府管掌健康保険▽健康保険組合▽共済組合▽国保組合…など
対象者	40歳以上の方	40歳から74歳までの方 (本市では40歳以上の生活保護受給者は市特定健診を実施。75歳以上の方は「後期高齢者医療広域連合」という機関から委託を受けて市が健診を実施します)
健診内容	○ 問診・身体計測(身長、体重、BMI) ○ 尿検査・血圧測定・診察・血液検査 ○ 心電図検査・眼底検査 ○ 生活機能チェック(65歳以上の方)	○ 基本的な健診〈必須項目〉 ○ 問診・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ○ 尿検査・血圧測定・診察・血液検査 ○ 「腹囲」の測定が加わりました! ○ 詳細な検査 ○ ※医師が必要とした人のみ行います ○ 血液検査(貧血検査)・心電図検査・眼底検査 ○ 生活機能チェック(65歳以上の方)

ここが疑問 特定健診Q&A



Q1 会社員の妻など被扶養者(家族)は受けられるのですか？

A 会社などの、健保組合や共済組合などの加入者とその被扶養者は、加入している健保組合や共済組合など各医療保険者が主体となって実施しますので、市(国民健康保険)が行う特定健診の対象にはなりません。市で受け付けるのは、国保加入者、生活保護受給者、75歳以上の方に限られます。健診案内や受診券は、皆さんが加入している健康保険の事務所から送付されます。

Q2 がん検診、胃粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診は変わりますか？

A これらの検診は、市が行いますので、今までどおり市のお知らせに注目し忘れず受診してください。

Q3 結核検診は、変わりますか？

A 結核検診は、市が行いますので、65歳以上の方は今までどおり市の検診を受診してください。

ここが大切

毎年2月頃、健康づくり推進員さんを通じて市民のみなさんにご記入いただいていた「健診対象者調べ」は、今年お配りしません。対象年齢となる方には、5月ごろをめどに、検診ごとに「健(検)診案内」をお届けする予定です。

次号では、「特定保健指導」についてお知らせします。